

令和7年4月から農地の貸し借りの手続きが変わります！



農業経営基盤強化促進法等の改正に基づき、令和7年3月までに『地域計画』を策定することが定められました。これに伴い、利用権設定等促進事業が農地中間管理事業に一本化されるため、令和7年4月以降は農用地利用集積等促進計画による利用権設定となります。相対契約ができなくなりますのでご注意ください。

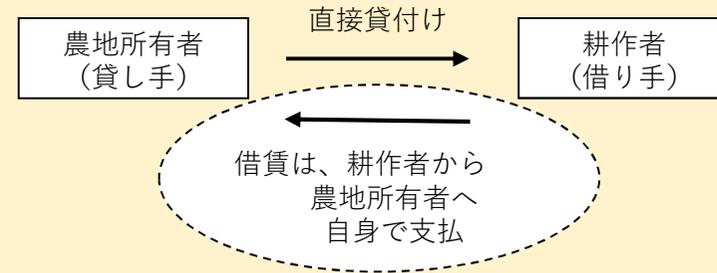
【地域計画とは】 地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用（農地の集積・集約化等）について明確化したもの。



これまでの契約方法（令和7年3月まで）

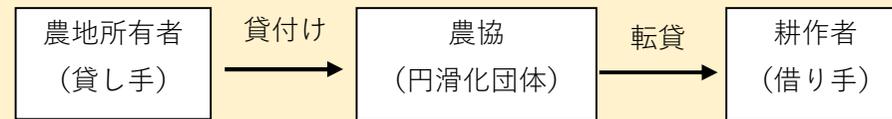
利用権設定等促進事業（相対）

※令和7年3月末で新規契約・既存契約の更新は終了します。



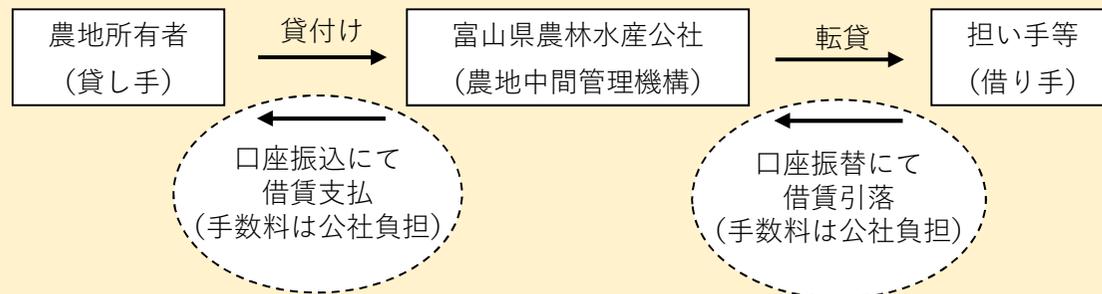
農地利用集積円滑化事業（農協仲介）

※令和2年3月31日で新規契約・既存契約の終期延長手続きは終了しています。

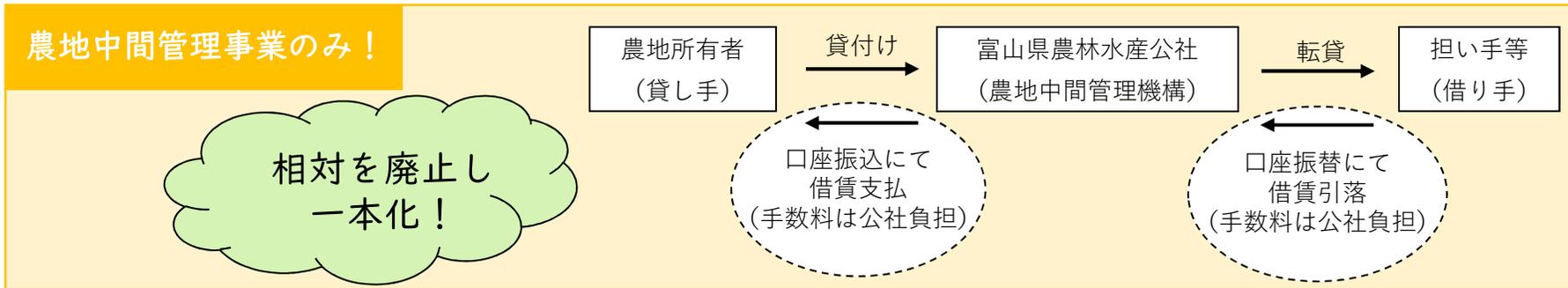


農地中間管理事業

※借り手は中心経営体である認定農業者等に限る。



🌱 これからの契約方法（令和7年4月以降）



…今契約中のものは、どうなるの？

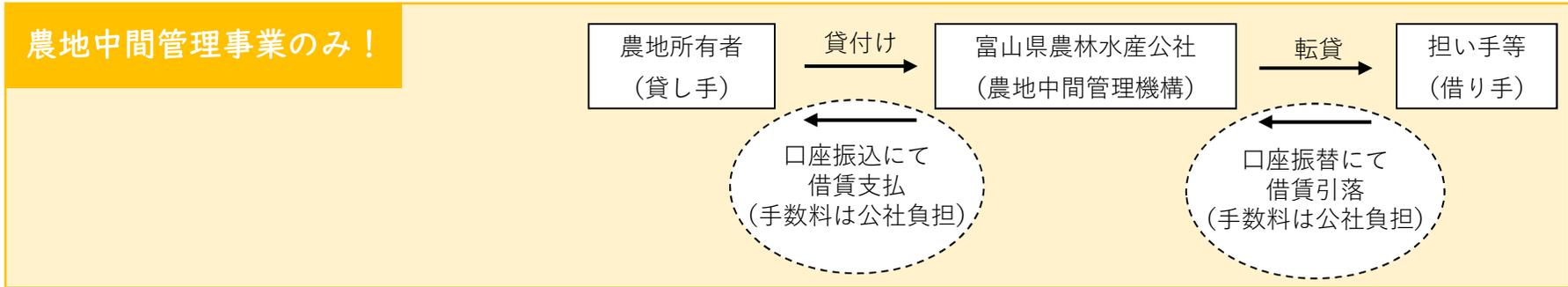
- ・令和7年4月以降、相対・農協仲介による契約はできませんが、既存の契約については、**契約期間が満了するまで有効です**。慌てて農地中間管理事業へ移行する必要はありません。
- ・これを機に、『農地中間管理事業へ移行したい！』という場合は、既存の契約を解約後、農地中間管理事業で改めて契約いただくことになります。ご希望の場合は、まず農地の所有者様と耕作者様で協議の上、ご連絡ください。

相対での契約申請はいつまで？

- ・相対契約の受付は1月中旬（2月農業委員会処理分）までとします。年明け以降、相対での契約はなるべく控えていただき、どうしても相対で契約が必要な場合は、早めにご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

※賃借権の設定の場合、農地中間管理事業での契約を推奨しているため、ここでは農地法3条での契約についての説明は省略させていただきます。

🌱 これからの契約方法（令和7年4月以降）



農地中間管理事業の令和7年4月からの変更点

利用できる耕作者が令和7年4月以降変更になります！（農地の所有者に制限はありません。）

令和7年3月まで

中心経営体である
認定農業者等

「認定農業者」
「認定新規就農者」
「集落営農組織」 etc



令和7年4月以降

令和7年3月末に策定する地域計画の目標地図に「**農業を担う者**」として位置づけられている人

ポイント！

これまで認定農業者等でなければ利用できませんでしたが、地域計画に位置づけられていれば、認定農業者等でない耕作者でも利用できるようになりました。
※集落営農組織は法人化すれば利用可能です。

農地中間管理事業のスケジュール

契約書の提出期限（例）

配分月	令和6年 11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
市への 提出期限	10月 中旬	11月 中旬	12月 中旬	1月 中旬	2月 中旬	3月 月上旬	4月 中旬	5月 中旬	6月 中旬	7月 中旬		
利用権 設定日	11月30日	12月31日	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日		

中間管理事業による
権利設定は月末始まり
のみです。

【借賃の精算時期】

<耕作者からの引落>
毎年11月10日
(休日の場合は翌営業日)

<所有者への振込>
毎年11月30日
(休日の場合は前営業日)

認定農業者等のみ利用可能

農業を担う者一覧に掲載されている
耕作者の利用開始

予備月

新規契約

前年11月から8月までに契約
したものが当年の契約となります。

【例】
R7年度（R6.11～R7.8契約分）
※8月は予備月ですので、7月ま
でに契約できるようにご依頼くだ
さい。9、10月は借賃精算準備
のため契約はできません。

借賃改訂

契約しているもので、借賃改訂
が必要な場合は7月31日までに
借賃改訂合意書を富山県農林水産
公社へ提出する必要があります。

【例】
R7年度の借賃を変更したい時は
R7.7.31までに提出。

解約

9月中旬までに合意解約書を富
山県農林水産公社へ提出する必要
があります。9月中旬から11月
末までは借賃精算準備のため解約
は原則できません。

農地中間管理事業 契約書作成依頼

契約書の作成依頼

契約書は富山県農林水産公社の委託を受け、南砺市が作成します。
耕作者と所有者にて以下の内容を協議の上お知らせください。（基本、耕作者様から）

- ・所有者名、耕作者名
- ・契約筆
- ・契約年数（3年以上でお願いします）
- ・契約単価（「円/10a」もしくは「一筆〇円」）

もしくは
「利用権内容確認表」を
ご提出ください。

遅くとも提出期限の**3か月
前**までには依頼するように
しましょう。

提出期限に間に合わない場
合は翌月へ回します。

耕作者様へ

令和7年4月以降は目標地図に沿った契約を行う
こととなります。目標地図と異なる契約となる場合
は、契約後で構いませんので、地域計画の協議の場
にて目標地図の変更をお申し出ください。農業を担
う者一覧に記載が無い方については原則受け付けま
せん。新規就農者や規模拡大を検討しておられる方
については事前にご相談ください。

所有者様へ

令和6年4月より相続登記が義務化となりました。相続登記がお済みで
ない場合、相続人を調査しておりますが、大変時間を要しております。ス
ムーズな契約手続きの為にも早めの相続登記をお願いいたします。
※相続登記が未了でも相続人の同意書があれば契約は可能です。

また、契約中に契約者の死亡、口座の解約等が発生した場合は振込でき
ませんので、早めのご連絡をお願いいたします。